



出品案内書

MEDICA 2026

ジャパン・パビリオン
スタートアップ・パーク

会期 2026年**11月16日**(月)ー**19日**(木)

開催地 ドイツ・デュッセルドルフ

申込締切: 2026年**6月26日**(金) 日本時間 12:00

目次

1. MEDICA 2026 概要	2
2. 出品支援概要・募集要項	3
3. 基本パッケージ	4
4. ジェトロの出品支援を受けるメリット	5
5. 各種割引・補助金	6
6. 免責規定および注意事項	8
7. 中堅・中小企業の定義	10
8. 申込方法	11
9. 今後のスケジュール	11
10. 出品契約成立後の出品料の扱い	12
11. ジェトロサービスのご案内	13
12. FAQ	14
13. お問い合わせ・書類郵送先	15

はじめに

MEDICA は 1969 年よりドイツで開催されている世界最大級の国際医療機器見本市です。「MEDICA 2025」では 70 カ国から約 4,800 社以上の企業・団体が出展し、代理店や医療関係者ら約 78,000 人が来場しました。



ジェトロは今後世界的に需要の拡大が見込まれる医療分野において、世界各地への販路開拓、技術提携等を支援する目的で、MEDICA にジャパン・パビリオンを設置するとともにスタートアップ・パークへの出品を支援します。ぜひ、「MEDICA 2026」のジェトロ出品支援の活用をご検討ください。

1. MEDICA 2026 概要

見本市名	MEDICA 2026
会 期	2026 年 11 月 16 日(月) ~ 19 日(木)
会 場	ドイツ・デュッセルドルフ デュッセルドルフ見本市会場 (Düsseldorf Trade Fair Center)
主 催 者	Messe Düsseldorf GmbH (日本窓口：メッセ・デュッセルドルフ・ジャパン)
公式ウェブサイト	https://medica.messe-dus.co.jp/
昨年度実績 (2025 年度)	来場者数：78,000 人 出品社数：MEDICA 4,821 社



3. 基本パッケージ

	ジャパン・パビリオン	スタートアップ・パーク
基本備品	<p>受付台(1台)、鍵付き展示台(1台) 椅子(2脚)、屑籠(1個) 社名板(1枚)、カーペット 電源コンセント(1個)</p>  <p>●MEDICA2025の例</p> <p>※デザイン、寸法、個数等詳細は後日連絡予定。 ※変更の可能性もあり。</p>	<p>テーブル(W70×W120×H110cm、1台) グラフィックパネル(W70×H120cm、1台) ハイスツール(2脚)、電源コンセント(1個) MEDICA INNOVATION FORUMでの発表権利</p>  <p>●MEDICA2026の予定</p> <p>※隣接する出品社との仕切りはありません。 ※デザイン、寸法、個数等詳細は後日連絡予定。 ※変更の可能性もあり。</p>
	サービス	<p>① 基本パッケージのデザイン、装飾費 ② 共通設備等維持管理費（一定量の電気代及び電気工事費含む） ③ 来場者向け広報活動（パンフレット作成費、公式ウェブサイト登録費、会場内広告費等） ④ 主催者、運営会社などの事務手続きのサポート ⑤ 基本的な現地マーケット情報、規制情報等の提供</p>
基本の パッケージに 含まれない もの	<p>① 基本パッケージ以外の小間装飾、追加レンタル備品、追加電源にかかる経費 ※見本市主催者規定によっては、レンタル備品の手配をお願いする場合があります。 ② 出品物輸送にかかる経費（保険料含む） ③ 出品物にかかる関税および消費税等 ④ 出品者の渡航費および宿泊料 ⑤ ブースアシスタント（通訳含む）の手配およびその費用 ⑥ その他、基本パッケージに定める以外の経費</p>	

4. ジェトロの出品支援を受けるメリット

プレゼンスと集客

高い技術を有する日本の企業が集まるジャパン・パビリオンは、自社の単独出品に比べ、「オールジャパン」をアピールすることで集客が期待されます。スタートアップ・パークも、来場者の注目度が高く、集客が期待されます。

出品費用の低コスト

単独出品の場合は、出品費に加え、個別で行う装飾や広報活動など多くの予算が必要となります。他方、ジャパン・パビリオンでは、統一デザインによるブース装飾など一括して行いますので、費用が抑えられます。

中堅・中小企業においては、補助金等の活用により、更に費用を抑えた出品が可能です。さらに、スタートアップ企業は、無料で出品可能です。

出品手続きの安心サポート

お申込みから参加にいたる手続きをジェトロがサポートします。初めて海外見本市に出品される方でも安心して参加いただけます。

充実した支援内容

出品料には、ジャパン・パビリオンカタログや主催者カタログへ貴社出品物の掲載費用も含まれます。また、ドイツ・欧州企業とジャパン・パビリオン出品企業と交流できるサイドイベントを実施予定です。



MEDICA2025 ジャパン・パビリオン



MEDICA2025 サイドイベント

5. 各種割引・補助金

(1) ジェトロ・メンバーズ割引

ジェトロ・メンバーズには、会員特別料金として出品料の 10%を割引いたします。但し、以下を条件とします。

- 1) 割引料金は会員 1 口につき年会費 70,000 円（税抜の会費相当額）を年間割引の上限とします。
- 2) 割引は日本国内からジェトロ・メンバーズとして登録された法人・団体名で申込みの場合に限ります。
- 3) ジェトロにおける「出品申込書・承諾書」受領後に、ジェトロ・メンバーズに加入した場合は上記割引の対象外となります。

まだジェトロ・メンバーズに加入されていない方は、是非この機会に入会を検討ください。

【注意事項】

※在京企業の割引に関して、「東京都海外展開支援」との併用はできませんので注意願います。

※在阪企業の割引に関して、「大阪府・ジェトロ大阪本部による出展料補助制度」との併用はできませんので注意願います。

※東京都・大阪府以外の自治体とジェトロ・メンバーズ割引併用可否については、補助金を拠出する自治体に問い合わせください。

■ 詳細

ジェトロ・メンバーズご案内 HP

<https://www.jetro.go.jp/members/memberservice/>

(2) 大阪府・ジェトロ大阪本部による出展料補助制度

大阪府およびジェトロ大阪本部は、大阪府内に本社又は主たる事業所を有する中堅・中小企業(※)の海外販路開拓およびビジネス創出を支援するため、出品料の半額を補助する制度を実施いたします。

■ 対象：大阪府内に本社又は主たる事業所を有する中堅・中小企業

※中小企業の定義：<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

※中堅企業の定義：常時使用する従業員の数が二千人以下の会社及び個人（中小企業者を除く。）

※大企業から一定の割合で出資を受けているなど、大企業の直接的・間接的な支配下にある企業（いわゆる「みなし大企業」）である場合、他の中堅・中小企業の参加を優先させていただく場合があります。

■ 注意事項：

- 1) 本制度は、予算額の上限に達し次第終了いたします。
- 2) ジェトロ・メンバーズ割引および他の出展補助制度との併用はできません。
- 3) キャンセル料に対して本制度を適用することはできません。
- 4) 複数の見本市に重複して申し込むことはできません。
- 5) 申込み内容を確認のうえ、支援対象企業を決定いたします。
- 6) 申込み内容は大阪府と共有したうえで、出展後のアンケート等に協力願います。

■ お申込みフォーム：<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/osa/medica2026>

※本補助を希望の場合は「MEDICA 2026 ジャパン・パビリオン」への出品申込みと併せて、上記サイト内「海外展開支援(案内)申込書」にて申請ください。

■ お申込み締切り：**2026年6月26日(金) 12:00**（日本時間）

※STEP1 出品申込（イベント申し込み）の締切と同日となります。

■ お問合せ先：ジェトロ大阪本部 海外ビジネス推進課（太田）

（Email: OS_KIKAI@jetro.go.jp / TEL: 06-4705-8602）

(3) 東京都海外展開支援について

東京都は金融機関と連携した海外展開支援制度（以下「東京都海外展開支援」）を設けています。

以下 3 つの条件を全て満たす場合、ジェトロの有償サービスを最大 100 万円まで無償で提供します。

■条件

- 1) 東京都内に事業所（個人事業者は事業所又は住居）を有すること
- 2) 東京信用保証協会の保証対象業種を営む中小企業者であること
- 3) 「東京都中小企業制度融資」の申込予定者であること（申込検討者も含む）

■詳細

東京都産業労働局 HP

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/kuushu/kaigaitenkai/>

ジェトロ HP

<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/tokyo/support.html>

※ジェトロ・メンバーズ割引および他の出品補助制度との併用はできません。

※キャンセル料に対して本制度を適用することはできません。

■申込方法

本見本市にて東京都海外展開支援を利用するには、出品申込とは別に申請が必要です。

締切日までに指定の申込書を、取引先金融機関を通じてジェトロ東京へ提出願います。

東京都海外展開支援申込書（様式）

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/sangyo-rodo/yoshiki1-3>

※「海外展開支援申込書」の確認・審査には最大 1 か月程度かかる場合があります。

金融機関に早めに相談のうえ、「海外展開支援申込書」を準備願います。

■申込締切日：2026年6月26日（金）12:00（日本時間）

※STEP1 出品申込（イベント申し込み）の締切と同日となります。

■本支援のお問い合わせ先：

ジェトロ東京貿易情報センター

(Tel : 03-3582-4953 / mail : knt-tokyo@jetro.go.jp)

(4) その他自治体等による海外見本市出品料補助制度

一部自治体では、海外見本市への出品料補助制度を設けている場合があります。

詳細については、各自治体、もしくは最寄りのジェトロまで相談ください。

6. 免責規定および注意事項

お申し込みの際し、必ずご確認ください。

- (1) 出品申込書に記載した内容に変更がある場合、書面にてJETROに連絡してください。
また、申込締切日を過ぎてから内容を変更する場合、内容によってはJETROは応じられない場合がありますので、予め了承願います。
- (2) 出品に係る規則は、本出品案内書および「海外見本市出品要綱」によるものとします。本案内書記載内容と海外見本市出品要綱の内容が異なる場合は、本案内書を優先します。
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Events/odc/imts2026/shuppinyoko_r2.pdf
- (3) 薬機法に関し抵触する表現・表示はお控えください。
- (4) 1社あたりの最小申込単位は1小間とします。1小間を複数社で共有することはできません。
- (5) ブース位置は、審査結果、小間数、出品物、業種等を総合的に考慮し、確保できたスペース内で展示構成を配慮しつつ、JETROが決定します。
- (6) 審査結果に関する問い合わせにはお答えできません。
- (7) 現地への出品物輸送および見本市会場内の搬出入は、全て出品者の責任において実施してください。
- (8) **JETROが成果把握等のために実施するアンケートや電話・メールによるフォローアップ調査には必ず回答してください。** アンケートにご協力いただけない場合、出品の取り消しや今後の出品をお断りする場合があります。
- (9) 日本の経済安全保障を確保する観点から、下記リンクをご確認のうえ、内容に同意いただき、お申込み STEP2 設問 4 にて必ずご回答をお願いします。なお、外国為替および外国貿易法等、国内法令に定めのある出品物の出品については、出品者の責任において事前に許可等を取得願います。
 - ・ 経済産業省 安全保障貿易管理
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/index.html>
 - ・ 輸出管理等の外為法関連規制に関する特記事項
https://www.jetro.go.jp/user_info/export_control.html
- (10) 出品料の振込みに要する一切の手数料は、出品申込者の負担とします。
- (11) 出品料は期日までにお支払いください。支払いが確認できない場合は、出品できません。
- (12) 自社小間の転貸、売買、交換、譲渡はできません。
- (13) JETROは、会期中及びその前後を通じて会場内外で発生した傷病、事故、盗難、火災、その他一切の原因を理由とするいかなる損害・損失・損傷についての責任を負いません。
- (14) JETROは出品物等の知的財産権に係るトラブルが発生した場合、一切責任を負いません。必要に応じて自己の責任及び経費負担の下、事前に保護対策を行って下さい。

- (15) ジェトロの責任に帰すことのできない事由による、出品者と商談相手のトラブルについては、一切責任を負いません。
- (16) 搬入～会期～搬出の全行程を通し、**各社最低 1 名は小間に常駐してください。**
また、**見本市各日の終了時刻以前の撤収は認められません。**
- (17) 各社の小間位置は、出品物、業種等を考慮し、確保できたスペース内で出品構成を配慮しつつ、ジェトロが決定します。類似の出品物企業の小間位置が隣接する場合がありますので、あらかじめご承知ください。
- (18) 提供された個人情報、関係省庁に加え、事業委託のため事業関係者に提供する場合があります。また、本見本市の実施について、ジェトロのウェブサイトにて、企業情報および出品物の情報を公開しますのでご了承ください。
- (19) 展示装飾、今後の準備の詳細については、出品者説明会等にて別途ご案内します。小間の装飾および施工はジェトロ指定事業者が、出品物の展示・陳列は出品者が行いますが、出品物の展示方法については、見本市主催者の規定もしくはジェトロの指示に基づき修正いただく場合もあります。
- (20) 予算が措置されない場合など、予算等の都合により、ジェトロは事業の実施を見送ることがあります。
- (21) 戦争、政情不安、天災、感染症、その他、出品者の責めに帰すことのできない事由により本事業が中止となった場合に生じる損害について、ジェトロはその責任を負いません。
- (22) 出品者には、ジェトロの「反社会的勢力への対応に関する規程」第 2 条で定義する反社会的勢力に該当せずかつそれらと関係を有しないことを確約いただきます。該当することが判明した場合、ジェトロは当該出品者の本見本市への出品を取り消し、本件に関しお支払いいただいた参加費および費用の返金、賠償はいたしません。
http://www.jetro.go.jp/ext_images/disclosure/antisocial/hansyakai-taikitei.pdf
- (23) 本「出品案内書」に記載の事項は、海外現地事情により変更の可能性がある点をご了承ください。また、本案内書に定めのない事項が発生した場合は、ジェトロがその対応を決定するものとします。

7. 中堅・中小企業の定義

中堅・中小企業の定義は以下を参考としてください。

<中小企業の定義> ※資本金基準または従業員基準のいずれかを満たす企業

業種分類	資本金の額又は出資総額	常時使用する従業員数
製造業その他	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下
サービス業	5 千万円以下	100 人以下

※常時使用する従業員の数には、事業主、役員の数、臨時の従業員を含みません。

※法人格のない個人事業主による申込みについても、同様に判断します。

※「中小企業・小規模企業者の定義」、中小企業庁

<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

<中堅企業の定義>

中小企業以外で、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 2 条第 24 項に規定する者であって、常時使用する従業員数が 2,000 人以下の会社。

※「産業競争力強化法」 e-Gov <https://laws.e-gov.go.jp/law/425AC0000000098>

※申込企業が、常時使用する従業員の数が 2,000 人を超える法人に直接又は間接に 100%の株式を保有される事業者である場合（みなし大企業）、大企業料金を適用します。

■留意事項

- ・上記中堅・中小企業の条件に該当する企業等であっても、他の国庫補助金をジェトロの出品料に充てる場合は、一般料金にてお申し込みいただきます（二重補助の禁止）。
- ・国庫補助金に該当しない補助金・助成金（地方公共団体等が実施するもの）については、この限りではありません。補助金につきましては、各都道府県へお問合せください。

8. 申込方法

	申込みに必要なもの	締 切	申込 URL
STEP 1	● 出品申込	2026年6月26日(金) 12:00 (日本時間)	申込ページ
STEP 2	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業・出品物情報等のオンライン登録 ● 製品概要パンフレット等の提出 (日本語・英語・現地語) ● 出品申込書・承諾書のオンライン登録 (PDF スキャン等) 		申込ページ

9. 今後のスケジュール

時 期	イベント名
7月中旬～下旬	出品者説明会 (オンライン)
8月上旬	出品料振込 (対象：ジャパン・パビリオン出品者)
9月頃	カタログ・その他各種申込締切

※最新スケジュールは出品確定後、随時メールでご案内します。

10. 出品契約成立後の出品料の扱い (ジャパン・パビリオン/スタートアップ・パーク共通)

- 審査結果はメールでジェトロが発信します。
- **ジェトロが審査結果メールを採択企業に発信した時点で出品契約が成立します。**
- 出品契約成立後は、原則として出品辞退は受け付けておりません。各社への請求金額については、以下ご確認ください。
- 本事業への出品を辞退された場合、次回以降の事業へのご参加をお断りする場合があります。

(ジャパン・パビリオンにご出品いただく場合)

時 期	請求金額※
出品契約の成立前	なし
出品契約の成立後	出品料の 100%

※出品契約後に辞退する場合に発生する請求金額の支払いには、ジェトロ・メンバーズ割引、東京都海外展開支援、大阪府による出展料補助制度を適用できません。

(スタートアップ・パークにご出品いただく場合)

出品契約の成立後、辞退のご連絡をいただいた場合、準備に要した費用の実費を請求する場合があります。

1.1. ジェトロサービスのご案内

新規輸出 1 万者支援プログラム

輸出に対するあらゆる質問に対応、国内取引での輸出から海外バイヤーとの商談まで貴社のビジネスチャンスをサポートします。新たに輸出に挑戦する企業に対し個別のカウンセリングを通じて、適切な支援策を提案します。

詳細はこちら：<https://www.jetro.go.jp/ichiman-export.html>

※輸出経験のある企業も対象になります。

Japan Street

「Japan Street」とは、ジェトロ独自のオンラインカタログサイトです。海外の有力バイヤーとの取引機会を増やすことを目的として通年登録を募集しています。限られたバイヤーのみが閲覧できるサイトでご登録いただければジェトロが招待した海外の有力海外バイヤーの目に留まるチャンスがあります。事業者の皆さまは企業・商品情報と商品画像等を提出するだけでジェトロが常時海外バイヤーに商品を案内します。登録お申込み掲載は無料です！

詳細はこちら：https://www.jetro.go.jp/services/japan_street.html

*登録手続きにつきましては医療機器・ヘルスケア関連分野は「食品・日用品・化粧品・サービス等の分野」よりお申し込みください。

中小企業海外ビジネス人材育成

「中小企業海外ビジネス人材育成塾」は、初めて海外バイヤーとの輸出商談に臨む方や商談準備に課題を感じている方を対象にした無料研修です。研修では、主に海外展開戦略の策定方法、プレゼン資料の作成方法、商談のノウハウを習得します。

対象者：輸出を行っている、あるいは行う予定のある中小企業の海外事業担当者

詳細はこちら：<https://www.jetro.go.jp/services/ikusei/ikuseijuku/>

中小企業海外展開現地支援プラットフォーム

ジェトロは、中小企業の皆様のビジネス展開へのご関心が高い国・地域に「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」を設置し、中小企業の皆様の海外ビジネス展開に関する様々なご相談対応・課題解決に向けた支援サービスを提供しています。

各プラットフォームには、現地での知見、地場企業、地元政府当局等とのネットワークに強みを持つ現地在住のコーディネーターを配置し、日本からの進出・輸出、海外現地法人の運営に関する課題・悩みに関するご相談に対応します。また、現地の協力機関や公的機関のネットワークを有効活用して、ビジネスの成功に向けた支援をいたします。

詳細はこちら：<https://www.jetro.go.jp/services/platform/>

ジェトロ・医療機器メールマガジン

ジェトロ・ヘルスケア産業班では、医療機器メールマガジンを無料で配信しています。

医療機器関連見本市やイベント等、医療機器関連企業の皆様に有益な情報を発信します。

是非、この機会にご登録ください！ [メールマガジン登録用リンク](#)

1 2. FAQ

(1) 見本市一般情報および出品物について

<p>来場者の特性を教えてください。</p>	<p>MEDICA は医療機器完成品を対象とした見本市ですので、最終製品の取り扱いを目的とした代理店や、医療従事者が来場されることが多いです。</p>
<p>医療機器完成品の定義を教えてください。 医療機器部品も対象ですか。</p>	<p>完成品の定義は「病院、検査機関でそのまま使えるもの」です。上市しているかどうかは定義とは異なります。 ※CE 未取得の場合は要掲示ですが出品は可能です。 ※本見本市は、医療機器の完成品が対象ですので、医療機器部品は対象外となります。</p>
<p>メーカー独自の出品ではなく、 商社や販売代理店等からの 出品は可能ですか。</p>	<p>商社や販売代理店の方々にご出品いただくことがありますので「応募対象内」ではございます。</p> <p>ただ、案内書に「原則、製造業」と記載しているように、審査の際にはその点を考慮します。可能であれば「メーカー様からのお申込み」をお願い、お勧めいたします。</p> <p>※商社や代理店からご出品いただく場合の出品物は、1社の製品のみにご絞ってご出品ください。1ブース内で2社以上の製品のご出品はお断りいたします。</p>
<p>1小間あたりの参加人数の制限はありますか。</p>	<p>ございません。ただし、無料でお渡しできる出品者パスの数には限りがありますので、それを超える分については皆様にご負担いただきます。</p>

(2) 申込手続きなど

<p>〈STEP2〉の提出書類の製品概要（日・英）が必要とのことですが、日本語版の用意がありません。英語版のみでの提出は可能ですか。</p>	<p>日本語版の製品概要のご用意がない場合、「出品企画書」内の出品物情報に記載できる範囲で日本語の詳細をご記入ください。ジェトロにて審査を実施する際に必要となりますので、ご理解をいただけますと幸いです。</p>
---	---

<p>〈STEP.2〉の「出品申込書・承諾書」のアップロードにあたって、代表者印は必要ですか。</p>	<p>代表者印をご捺印いただいた上で、アップロードをお願いいたします。</p>
<p>出品申込書・承諾書原本の郵送が、提出期限に間に合いません。</p>	<p>原則、期限内でのご対応をお願いいたします。どうしても難しい場合には、個別にご相談ください。</p>
<p>他社の申し込み状況を知りたいのですが。</p>	<p>他社の応募状況に関しましてはお答えしかねます。一定数の募集があった場合は締切る可能性もございますので、早めのお申し込みをお勧めしております。</p>

(3) 出品料について

<p>中堅・中小企業要件の適用判断について。</p>	<p>中堅・中小企業料金の適用には、本出品案内書の中小企業基本法の定義（中堅企業の定義）を満たす必要がございます。</p>
----------------------------	---

(4) その他

<p>展示会場で通訳を手配してもらえますか。</p>	<p>ジेटロでは手配はいたしませんので、通訳やアテンダントの手配が必要な場合は各社にてお願いします。</p>
----------------------------	---

1 3. お問い合わせ・書類郵送先

日本貿易振興機構（ジेटロ）

海外展開支援部 販路開拓課 ヘルスケア産業班

担当：徳光、前田、熊耳

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階

Tel : 03-3582-8351

E-mail : healthcare@jetro.go.jp